

# リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会 背景・目的(国内外の現状)

資料1-1

## 国内外の状況

国外の化学物質管理において、リスクに基づく管理が基本となる一方で、国内においても、化審法等においてリスクに基づく管理を基本とする規制への転換が進んでいる

### ● 国外

- ・ 持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD、平成14年)における合意目標  
「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価・管理手順を用いて化学物質が、人の健康と環境への著しい影響を最小化する方法で生産・利用されることを、2020年(平成32年)までに達成する」
- ・ 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM、平成18年)  
WSSDの目標を達成するためのロードマップとして取りまとめられ、「世界行動計画」が示された
- ・ REACHにおいてリスクベース管理を導入

### ● 国内

- ・ 化学品の少量・多品種生産の進展、生産工程の多様化・複雑化により、作業毎に柔軟な措置を取る必要性の増大
- ・ 改正化審法においてリスクベース管理を導入

※ リスク = ハザード × ばく露の機会

職場における化学物質管理についても、リスクアセスメントとそれに基づく措置の実施の観点から検討を行った

## 1 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告書

### 【職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書抜粋】

#### 3 職場における化学物質管理のあり方

##### (2) リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

ラベル表示、MSDS、作業環境測定等により伝達される危険有害性に関する情報を踏まえ、リスクアセスメントの結果に応じた合理的な化学物質管理の実施を促進するため、リスクに応じた管理が可能なものから規制の柔軟化及び性能要件化を推進する必要がある。

このため、次の方向で職場におけるリスクに基づく合理的な管理を推進することとする。

- ア 簡便なリスクアセスメント手法の導入、普及及び定着
- イ 個人サンプラーによる測定の導入に向けた検討
- ウ 作業環境測定の評価結果の労働者への周知
- エ 作業環境測定の結果を踏まえた労働衛生管理の推進
- オ 局所排気装置の要件等の柔軟化
- カ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入
- キ リスク低減の取組に応じたインセンティブの付与

## 2 平成22年 労働政策審議会建議

リスクに基づく合理的な化学物質管理の在り方については、専門家の意見を聴きつつ、引き続き検討すべきである

## 本検討会での検討事項の整理

### 【職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書抜粋】

#### 3 職場における化学物質管理のあり方

##### (2) リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

###### ア 簡便なリスクアセスメント手法の導入、普及及び定着

化学物質管理支援事業において、簡便なリスクアセスメント手法の開発に向けて検討中  
(平成22年度～23年度)

###### イ 個人サンプラーによる測定への導入に向けた検討

個人暴露測定に関する検討委員会(環境改善室委託事業)において検討中  
(平成22年度～23年度)

#### ウ 作業環境測定の評価結果の労働者への周知 本検討会において検討

##### エ 作業環境測定の結果を踏まえた労働衛生管理の推進 事務レベルで対応を予定

##### オ 局所排気装置の要件等の柔軟化

作業環境管理における工学的対策に関する検討会(環境改善室委託事業)において検討中  
(平成22年度～23年度)

#### カ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入 本検討会において検討

##### キ リスク低減の取組に応じたインセンティブの付与 今後必要に応じて検討

## 有害物の発散抑制対策の規制の現状

### 措置を中心とする規制

- ① 有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等において、有機溶剤や特定化学物質等を取り扱う作業等を行う際は、密閉化設備・局排・プッシュプル(局排等)の設置が義務づけられている
- ② 有機則や特化則において、局排等の要件が詳細に定められている  
例: 1)フードは発散源毎に設けること 2)ダクト(配管)は出来るだけ短く、バンド(曲り)の数が出来るだけ少ないこと 3)排気口は屋外に設けること など
- ③ 局排等の制御風速、抑制濃度  
【有機則】 一定の制御風速以上での稼働が必要  
【特化則】 抑制濃度以下での稼働が必要
- ④ 定期の作業環境測定の実施  
評価結果が第3管理区分 → 第1管理区分又は第2管理区分となるようにする義務  
評価結果が第2管理区分 → 第1管理区分となるようにする努力義務

## 管理濃度に重点を置く発散抑制対策

### 措置の結果である管理濃度を守ることを中心とする規制

有害物の発散抑制対策について、管理濃度以下とすることに焦点を当てた規制の見直しを行い、より職場の安全衛生水準の向上を目指す

※ 高い安全衛生水準を実現出来る一部の事業者について特例的に認める

局所排気装置以外の発散抑制方法の柔軟化・性能要件化  
(「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書より)

① 当該発散抑制方法により、気中濃度を一定以下に  
できることが確認される



② 気中の化学物質の濃度等が継続的に一定以下となる  
ための措置がとられている

- ・ 定期的な監査・パトロールによる維持改善等
- ・ 管理体制の整備
- ・ 専門家の参画(外部人材の活用等)
- ・ 作業環境測定、リアルタイムモニタリング等
- ・ その他



特別規則等で規定された「発散抑制方法」以外の方法の採用が可能

## ① 当該発散抑制方法により、気中濃度を一定以下にできることの確認方法の検討

ア 一定の専門性を有する者に新たな発散抑制方法の技術的な事項についての確認を求めているかどうか

- ・ 専門性を有する者の範囲はどうするか(外部人材の活用等も検討)

衛生コンサルタント(衛生工学)

作業環境測定士・衛生工学衛生管理者のうち、実務経験が豊富な者

その他(日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト等)

イ 有害物の気中濃度が一定以下となることの確認をどのようにするか

- ・ 新たな発散抑制方法を用いた上で、作業環境測定を実施し、第1管理区分となることとしてはどうか

ウ 新たな発散抑制方法について、その他確認すべき点はないか

- ・ 新たな発散抑制方法それ自体のヒトへの危険有害性の確認をしてはどうか

(例:分解剤、吸着剤、副生成物等の危険有害性)

(参考)

- ・ 有機溶剤中毒予防規則第18条の2において、局排を法定の制御風速未満で稼働させる特例許可申請にあたって、必要な能力を有する確認者(例 作業環境測定士)に制御風速が安定していること等を確認させることとしている
- ・ 現行法令において、作業環境測定の結果、第3管理区分に区分された場所は必要な措置を講じ、当該作業場所の管理区分を第1管理区分又は第2管理区分となるようにする義務がある。また、作業環境測定の結果、第2管理区分に区分された場所は作業環境を改善するため必要な措置を講じるよう努めなければならないとされている

第1管理区分:当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態をいう

第2管理区分:当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第1管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3管理区分:当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態

## ② 気中の化学物質の濃度等が継続的に一定以下となるための措置の検討

### 【1 確認するための直接的な措置】

#### ア 法定の作業環境測定の実施(半年に1回)【現行規制】

- ・ 作業環境測定の精度を如何に確保するか

#### イ アを補完する措置を求めているかどうか

- ・ 有害物が最も高濃度になると考えられる時、場の毎月の測定の実施等

### 【2 1を補足するための措置】

#### ウ 法令で定める管理体制が整備されていることを求めているかどうか

- ・ 衛生委員会での調査審議の実施等(則23条の2に基づき関係労働者の意見を聴くこと)【現行規制】
- ・ 衛生管理者、作業主任者、安全衛生推進者等の選任とその職務の励行【現行規制】

#### エ 定期的な維持改善等を求めているかどうか

- ・ 発散抑制措置等の点検の実施、又は取扱量・作業方法等の確認を求めているかどうか
- ・ 50人以上の事業場について、衛生管理者の定期巡視の実施【現行規制】(安衛則第11条)
- ・ 50人未満の事業場についての取扱をどうするか

#### オ 作業に関係する労働者と意見調整が行われていることを求めているかどうか

### (参考)

- ・ 労働安全衛生規則第11条により、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされている。定期的な維持改善等はこれに準じてはどうか



### ③ その他検討事項

ア ①、②を確認するためのスキームをどうするか

- ・ 有機則第18条の2等の適用除外は、所轄労働基準監督署長あて許可申請をすることとされており、当該制度の導入にあたっては同様の手続としてはどうか
- ・ 有機則第18条の2等の適用除外の許可申請をする際は、労働者保護のため許可されるまでの間、労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用を求めていることから、新たな発散抑制方法の導入にあたっては同様の措置を求めるべきではないか

イ 本制度の対象について、次のものを対象としてはどうか

- ・ 有機則の有機溶剤
- ・ 特化則の第2類物質
- ・ 鉛



## 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知に係る現状

### ● 国際状況

#### 【作業環境(空気汚染、騒音及び振動)勧告より抜粋(ILO第156号勧告)】

労働者は作業環境の測定の記録等を利用し得る機会が与えられるべきである

#### 【職場における化学物質の使用の安全に関する勧告より抜粋(ILO第177号勧告)】

労働者及びその代表者は、次の権利を有すべきである

「職場における有害な化学物質の使用による危険性から労働者を保護するために適切な予防措置を使用者と協力してとるため、化学物質の安全に関する情報資料及び他の情報を使用者から得ること」

### ● 国内の制度

#### 【安衛則22条】(常時50人以上の労働者を使用する事業場)

作業環境測定の結果とその評価に基づく対策の樹立について、衛生委員会の付議事項とされている

#### 【安衛則23条の2】(常時50人未満の労働者を使用する事業場)

安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされている



作業環境測定の評価結果等を労働者へ周知・活用する仕組みを構築し、より効果的な作業環境改善とばく露防止対策を促進することが必要

(平成22年度「労働政策審議会」及び「職場における化学物質管理のあり方検討会報告書」より)

## 周知対象

事業者が、労働者、管理者、産業保健スタッフへ周知してはどうか

## 周知内容と方法

- ・ 作業環境の評価結果(管理区分)を周知してはどうか
- ・ 作業場の見やすい場所への掲示してはどうか

### 【留意点】

第2、第3管理区分の場合は、改善の対処方針等について周知するとともに、作業環境が改善されるまでは、労働者に保護具を使用させてはどうか

## 現行規制

- 第3管理区分の場合は、直ちに作業方法、作業環境等の改善を行い、第1、第2管理区分としなければならない。改善されるまでは、労働者に保護具を使用させる等必要な措置を講じなければならない
- 第2管理区分の場合は、作業方法、作業環境等の改善を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない

## 【周知の流れ】

作業環境測定の実施  
と評価

衛生委員会等において  
対処方針の決定

掲示を行い、労働者  
へ周知

作業環境の  
改善